

令和7年3月28日

監査委員決定

令和7年度昭島市監査基本計画

1 計画の目的

この計画は、昭島市監査基準（令和2年告示第1号）に基づき、監査委員が行う監査、審査、検査等が効率的かつ効果的に実施できるよう必要な事項を定めることを目的としています。

2 監査委員の役割

監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた独立の機関です。公正不偏の立場から監査を行い、自治体の公正で効率的な行財政運営の確保を責務としています。令和7年度においても市財政は、物価高騰や労務単価の上昇等による経常経費や大規模な公共施設整備事業の増に加え、脱炭素化の推進や自治体DXの推進の取組、子育て支援関連事業などの財政需要により大変厳しい状況が続くと予想されています。

こうした状況においても、地球環境や社会構造の変化を踏まえ、戦略的視点を持って行政課題に取り組み、多様性と意外性のある楽しいまちづくりを目指すとともに、効果的・効率的で持続可能な行財政運営の確立を図ることが求められています。

監査委員は、昭島市監査基準に基づき、市政が公正で効率的に行われ、市民福祉の増進が図られるよう、引き続き、市民の視点に立った行財政運営のチェック機関として、役割を果たしていきます。

3 基本方針

監査等は、次の基本方針に基づき実施します。

- (1) 本市の事務事業について、正確性や法令等に則して適正に執行しているかという合規性、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性、さらには、所期の目的を達成しているかの有効性の観点からも検証し、事務事業実施が市民福祉の増進へつながるよう監査を行います。
- (2) 監査の実効性を確保するために、指摘事項等に対する措置状況を把握し、改善を求めていきます。
- (3) 監査結果など監査等に関する情報について、ホームページ等を活用し市民に的確に公表します。
- (4) 監査結果及び改善措置について、府内へのフィードバックを行い、事務の適

正な処理について法令等の遵守、ミス等の再発防止を図るとともに、事務の効率化や市民サービスの向上を促します。

4 監査等の方針

令和7年度に実施する各監査は、次のとおり行うこととし、具体的な内容は、各監査等の実施計画において別に定めます。

(1) 定期監査（法第199条第1項・第2項及び第4項の規定による監査）

事務事業の執行全般を対象に、法令等に基づき、適正かつ正確に行われているかを主眼に、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し監査を実施します。なお、監査を実施する対象機関については、監査委員協議のうえ決定します。

(2) 工事監査（法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

年度内に施工する工事を対象とし、昭島市工事監査実施要領に基づき、計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面から当該工事が適正に行われているかという観点を主眼に監査します。工事監査では、技術的な観点を必要とするため、外部の専門調査機関に技術調査を委託し、総合的な判断を加えています。

(3) 財政援助団体等監査（法第199条第7項による監査）

令和6年度に市が財政的援助を与えている団体等から対象団体を選定し、当該財政的援助等に係る出納その他事務が財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼に監査します。併せて、所管課の当該団体に対する指揮監督が適切に行われているかを監査します。

(4) 一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査（法第233条第2項の規定による審査）

市長から審査に付された令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算等の計数が正確であるか、予算が関係法令等に基づき執行されているかを主眼に審査します。

(5) 下水道事業会計決算審査（公企法第30条第2項の規定による審査）

市長から審査に付された令和6年度下水道事業会計決算等の計数が正確であるか、また財務諸表は経営成績及び財政状態を正確に表示しているかを主眼に審査します。

(6) 水道事業会計決算審査（公企法第30条第2項の規定による審査）

市長から審査に付された令和6年度水道事業会計決算等の計数が正確であるか、また財務諸表は経営成績及び財政状態を正確に表示しているかを主眼に審査します。

(7) 財政健全化判断比率等審査（健全化法第3条第1項・第22条第1項の規定による審査）

市長から審査に付された令和6年度の一般会計等における実質赤字比率、連

結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに下水道事業会計及び水道事業会計の資金不足比率について、比率及びその算定となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき適正に作成されているかを主眼に審査します。

(8) 例月現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査）

一般会計、各特別会計、下水道事業会計、水道事業会計、各基金及び歳入歳出外現金に属する毎月の現金の出納について、関係法令等に基づき執行された計数が正確であるか、現金が適切に管理されているかを主眼に検査します。

(9) その他の監査（法第 199 条第 6 項・法第 98 条第 2 項・第 242 条第 1 項の規定による監査など）

市長の要求、議会の求め、市民の請求等による監査については、それぞれの目的に基づき実施します。

5 監査等の実施時期

監査等は、下表のとおり実施を予定しています。

監査等の種別	実地監査等予定日
定期監査	令和 7 年 11 月・令和 8 年 1 月
工事監査	令和 8 年 1 月
財政援助団体等監査	令和 7 年 10 月
水道事業会計決算審査	令和 7 年 6 月
一般・各特別会計決算審査 下水道事業会計決算審査	令和 7 年 7 月
財政健全化判断比率等審査	令和 7 年 8 月
例月現金出納検査	毎月下旬
その他の監査	随時

6 監査委員等の専門性の向上

監査委員及び補助職員は、その職務が監査基準に基づいて遂行されるよう、積極的な研修への参加等により、専門能力の向上や知識の蓄積に努めます。

7 監査委員会議

監査委員の協議等を必要とする案件があるときは、監査委員会議を実施します。